

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人江口弘一の上告趣意第一点は、違憲をいうが、同一行為について、法人税、重加算税、延滞税のほか刑罰を科しても、憲法三九条後段に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二九年（オ）第二三六号同三三年四月三〇日大法廷判決、民集一二巻六号九三八頁。昭和三五年（ア）第一三五二号同三六年七月六日第一小法廷判決、刑集一五巻七号一〇五四頁参照）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がない。

同第二点は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四四年四月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	三	郎
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	小	郷